

第1章 プランの策定に当たって

1. プラン策定の背景

(1) 国、香川県の動き

平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」(以下、「基本法」という。)では、少子高齢化の進行など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会¹の実現」を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

そして、平成12年(2000年)に、基本法に基づく国の第1次計画として「男女共同参画基本計画」を策定し、平成17年(2005年)の第2次計画、平成22年(2010年)の第3次計画、平成27年(2015年)の第4次計画を経て、それらの成果を踏まえつつ、令和2年(2020年)に第5次計画を策定しました。平成15年(2003年)に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、その実現に向けた取組が進められてきました。しかしこの目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、全体として目標に達することは困難となり、第5次計画において、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」と方針を変更しています。加えて、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。ポストコロナの時代を見据え「新たな日常への対応」の実現に向けて取り組んでいかなければならないとしています。

平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「SDGs(持続可能な開発目標)²」は、2030年までに達成すべき

¹ **男女共同参画社会**／男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

² **SDGs(持続可能な開発目標)**／令和12年(2030年)までに国際社会全体で達成すべきゴール(目標)が定められ、「誰一人取り残さない」と誓っています。17あるゴールのうち、ゴール3では「すべての人に健康と福祉を」、ゴール5では「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール8では「働きがいも経済成長も」などが掲げられています。各ゴール(目標)の視点に男女共同参画の理念が含まれおり、SDGsを切り口として、市、市民、事業者がそれぞれの目標達成のために、同じ方向性でまちづくりを進めることができ、男女共同参画に良い影響を及ぼすと考えます。

国際目標として、「ジェンダー³平等」など 17 のゴール（目標）を掲げています。「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

そのほかにも、平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立（令和 3 年（2021 年）改正）。令和元年（2019 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が、令和 3 年（2021 年）には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）が改正されるなど、様々な制度が段階的に整備されてきました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が、令和元年（2019 年）に成立しました。児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者保護対策の強化のため、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき機関として児童相談所が明確化され、またその保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

香川県は、令和 3 年（2021 年）9 月に議会での議決を経て「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、前プランに引き続き、女性の活躍推進を前面に押し出しています。

また、配偶者からの暴力の防止等に関する取組についても、令和 3 年（2021 年）10 月に「第 4 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

³ **ジェンダー**／社会的、文化的に形成された性別。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

未来の理想像は、本来あるべき姿

これを実現するための目標：SDGs 17 ゴール（目標）



① 貧困
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



② 飢餓
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



③ 保健
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



④ 教育
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



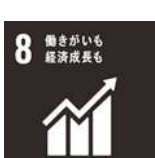
⑤ ジェンダー
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



⑥ 水・衛生
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



⑦ エネルギー
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



⑧ 成長・雇用
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



⑨ イノベーション
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



⑩ 不平等
各国内及び各国間の不平等を是正する



⑪ 都市
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



⑫ 生産・消費
持続可能な生産消費形態を確保する



⑬ 気候変動
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



⑭ 海洋資源
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



⑮ 陸上資源
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



⑯ 平和・公正
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



⑰ 実施手段
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

環境省「SDGs活用ガイド」を参考に作成

(2) 本市の動き～第3次プランの取組成果も踏まえて～

本市は、平成29年(2017年)に策定した「第3次男女共同参画プランまるがめ」を基に市の関係各課が各施策を推進し、その内容を審議会において毎年評価してきました。第3次プランの各目標に掲げる数値目標やモニタリング指標の実績推移、ならびに令和2年(2020年)に実施した男女共同参画に関する市民・企業アンケートの調査結果等のデータから見える、本市の現状は次のとおりです。

●第3次男女共同参画プランまるがめ 8つの目標 (掲載ページ付き)

目標1	男女共同参画の意識づくり	4
目標2	男女共同参画を推進する教育、学習の充実	7
目標3	政策・方針決定過程への女性参画の推進	8
目標4	男女のワーク・ライフ・バランス ⁴ の推進	11
目標5	男女がともに生き生きと働き続けられる労働環境の整備	19
※目標3、4、5は【丸亀市女性活躍推進計画】です		
目標6	配偶者などからの暴力の根絶	22
※目標6は【丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画】です		
目標7	生涯にわたる男女の健康支援	25
目標8	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	25

目標1 男女共同参画の意識づくり

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段:予定値) 下段:実績値				目標値 (期限)
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		1 【1】	年10回 (H28年度)	(年20回) 年22回	(年24回) 年23回	
1 【1】	年375回 (H27年度)	(年410回) 年347回	(年450回) 年299回	(年500回) 年269回	(年550回) 年372回	年600回 (R3年度)
1 【1】	— (H28年度)	(0人) 0人	(5人) 0人	(10人) 0人	(15人) 0人	20人 (R3年度末)

⁴ ワーク・ライフ・バランス／だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。「仕事と生活の調和」ともいいます。

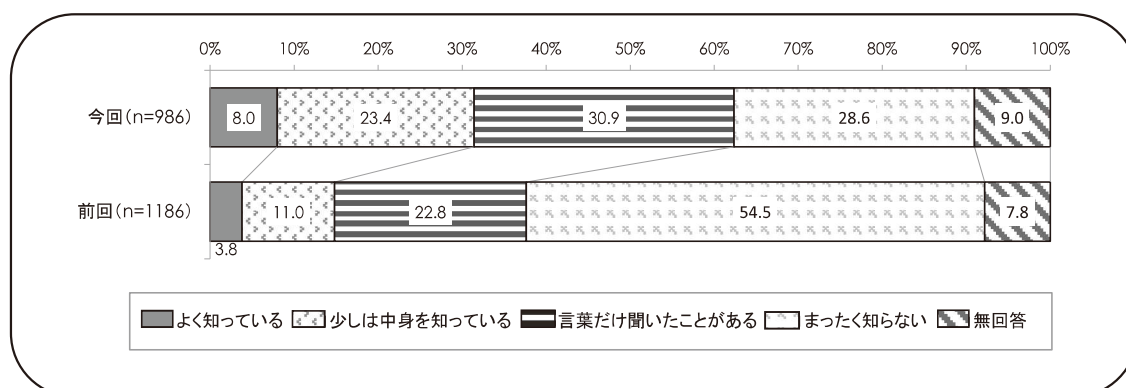
《モニタリング指標》

目標	指標	現状値 (時点)	実績値 (時点)
1	「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない人の割合 (※)	26.9% (H27.8)	26.8% (R2.8)
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合(※)	40.9% (H27.8)	28.7% (R2.8)
	社会通念・慣習・しきたりなどで、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合(※)	72.9% (H27.8)	68.5% (R2.8)
	社会全体で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (※)	66.6% (H27.8)	62.1% (R2.8)

(※)男女共同参画に関する市民アンケートより

- フェイスブックをはじめとしたソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）⁵による広報活動の取組が進み、これを利用する人たちも増えてきました。そして、出前講座や川柳募集など、双方向のコミュニケーションを生み出す情報発信にも取り組んでいます。参加者が固定化している状況も見られます。
- 地域や団体などで人権尊重や男女共同参画を推進するリーダーを養成する取組が具体的に進んでいません。
- 市民アンケート調査⁶の結果を見ると、「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を全く知らない人の割合が28.6%、43.2%と、前回・平成27年度（2015年度）調査時の54.5%、53.6%から大幅に減少しています。【図表1、図表2参照】

【図表1】ジェンダー（社会的性別）についての認知度

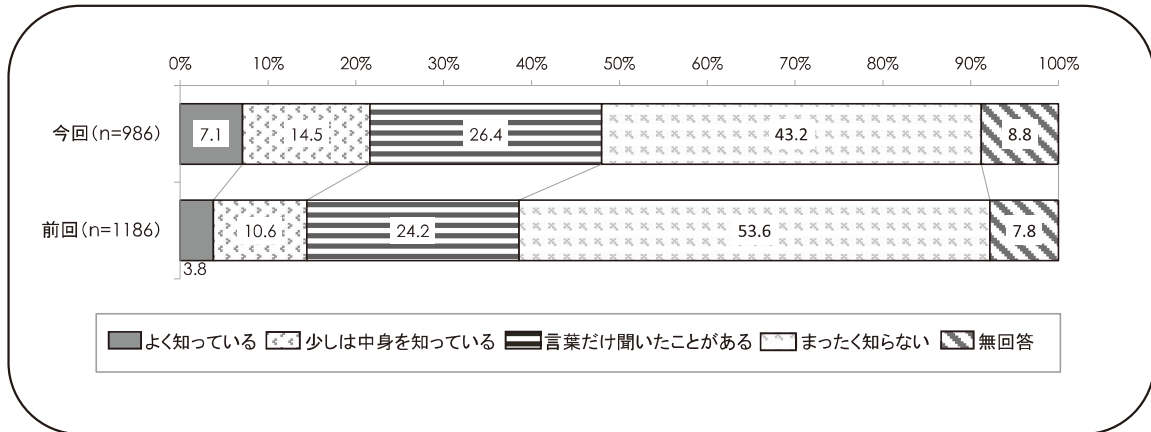


資料：「令和2年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

⁵ SNS／ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、Facebook、LINE、ツイッターなどの人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトの会員制サービスのことをいいます。

⁶ 丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート／令和2年(2020年)8月12日～9月4日に実施。対象は、市内に在住する18歳以上の男女3,000人。有効回収数は986人、有効回収率は32.9%。

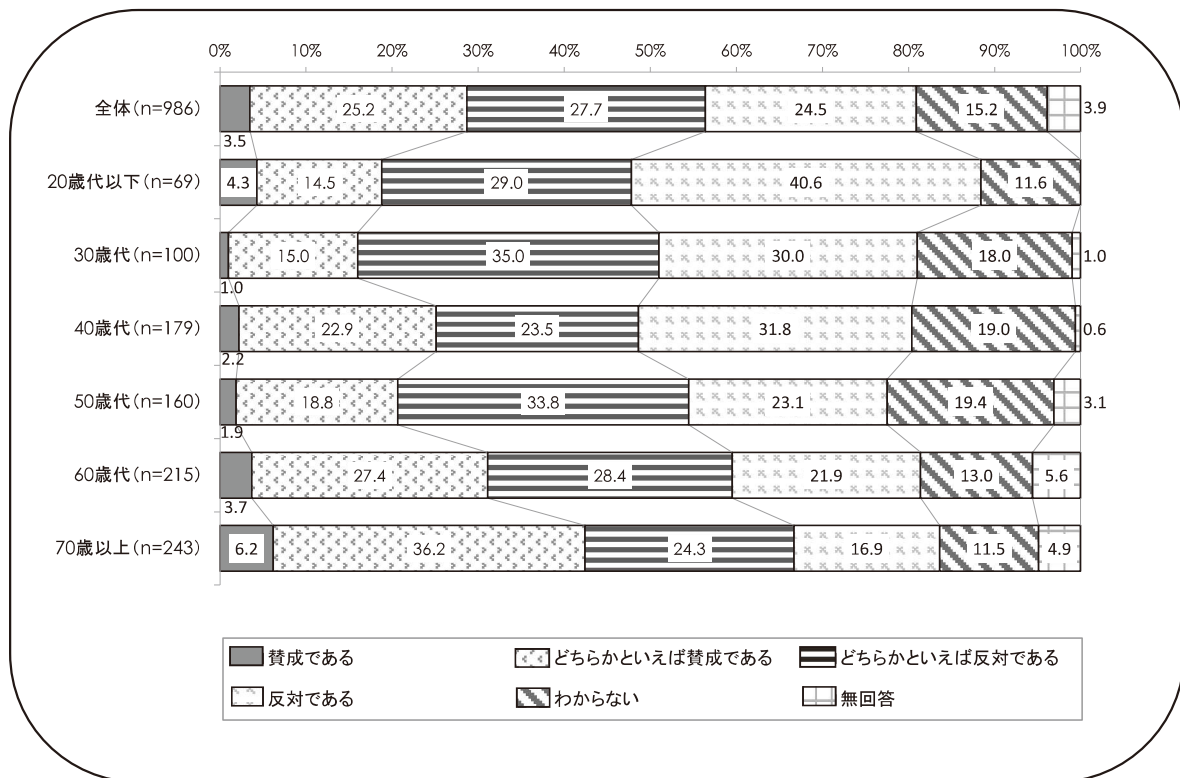
【図表2】ワーク・ライフ・バランスについての認知度



資料：「令和2年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

○市民アンケート調査の結果を見ると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合が28.7%に対し、前回調査時には40.9%と、こちらも大幅に減少しています。働く世代の中で、40歳代が他の年代に比べ「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に賛成する割合が高いという状況が見られます。【図表3参照】

【図表3】年代別にみた「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：「令和2年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

目標2 男女共同参画を推進する教育、学習の充実

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段: 予定値) 下段: 実績値				目標値 (期限)
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度	
2 【3】 男女共同参画を推進する講演会や講座、セミナーなどの開催回数	年6回 (H28 年度)	(年8回) 年10回	(年8回) 年7回	(年9回) 年8回	(年9回) 年5回	年10回 (R3年度)

《モニタリング指標》

目標	指標	現状値 (時点)	実績値 (時点)
2	学校教育の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	12.6% (H27.8)	14.0% (R2.8)

○男女共同参画モデル保育所での取組や、保育・教育現場において男女共同参画の視点からの保育・教育内容の点検が行われ、職員研修での振り返りも実践されています。

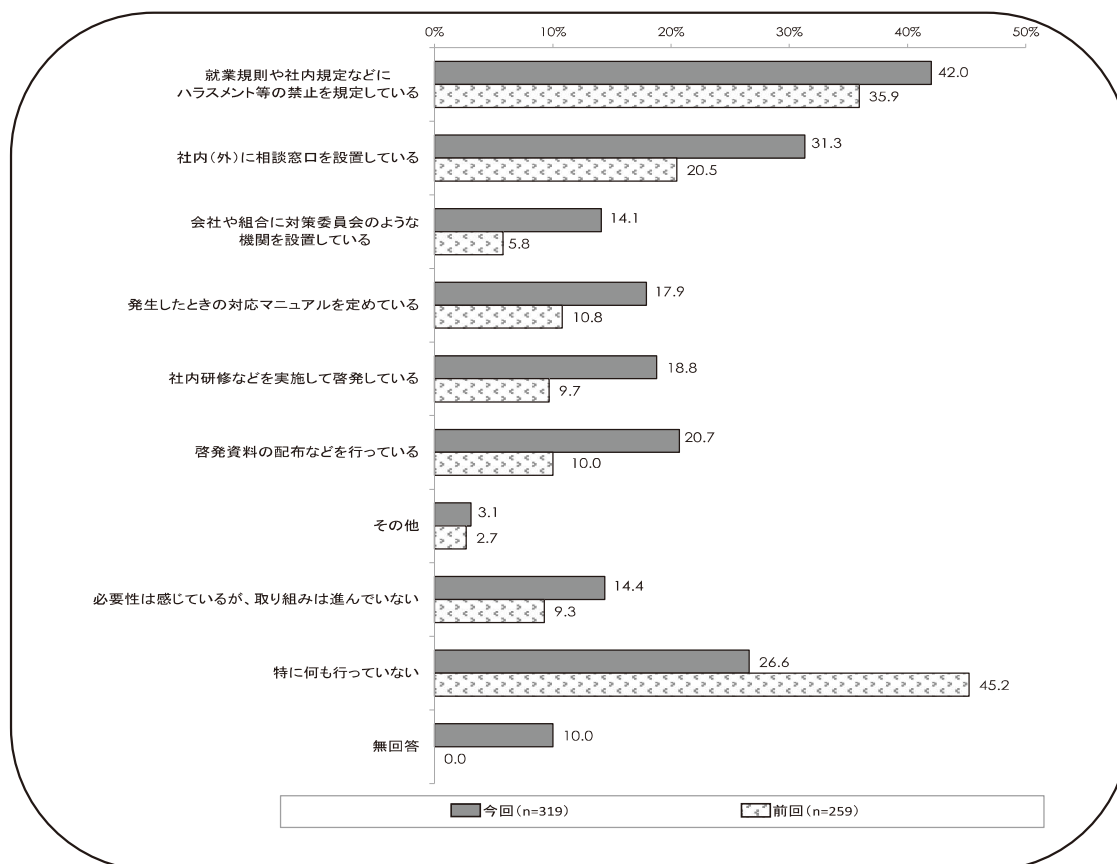
○パワー・ハラスメント⁷やセクシュアル・ハラスメント⁸への対応の義務化が事業主に課され、相談窓口の設置など、取組が進みました。企業アンケート調査⁹の結果を見ても、セクシュアル・ハラスメントに対する取組について、「特に何も行っていない割合」が26.6%と、平成27年度(2015年度)調査時の45.2%から大幅に減少しています。またパワー・ハラスメントに対する取組について、「特に何も行っていない割合」が27.6%という結果であり、ハラスメント防止対策への意識が高まっています。【図表4参照】

⁷ **パワー・ハラスメント**/職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものと法律(労働施策総合推進法)に定義されています。大企業においては、令和2年6月1日から職場におけるパワハラ防止対策を講じることが義務付けられています(中小企業は、令和4年(2022年)4月1日より義務化)。

⁸ **セクシュアル・ハラスメント**/性的な嫌がらせのことです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれます。また、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。事業所は、相談したこと等を理由に不利益な取り扱いをしてはいけません。男女雇用機会均等法により事業主にセクハラ防止対策を講じることが義務付けられています。

⁹ **丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート**/令和2年(2020年)8月12日～9月4日に実施。対象は、丸亀商工会議所、丸亀市飯饅商工会に所属する事業所の内、5人以上の従業員がいる市内事業所607社。有効回収数は319社、有効回収率は52.6%。

【図表4】セクシュアル・ハラスメントに対する取組



資料：「令和2年丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート調査結果報告書」

目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段: 予定値) 下段: 実績値				目標値 (期限)	
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
3 【2】	①審議会等委員の女性 登用率	35.5% (H27年度)	(36.0%) 36.4%	(37.0%) 37.6%	(38.0%) 41.7%	(—) 41.9%	44.0%(※) (R3年度末)
	②女性登用率が40.0%~ 60.0%である審議会等の 割合	44.9% (H27年度)	(49.0%) 54.5%	(54.0%) 60.7%	(60.0%) 60.7%	(65.0%) 60.0%	70.0% (R3年度末)
	③女性のいない審議会等の 数	3 (H27年度)	(2) 3	(2) 3	(1) 2	(1) 2	0 (R3年度末)

(※)令和元年度に当初目標値(40.0%)を達成したため、最終目標を44.0%に上方修正

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段: 予定値)				目標値 (期限)	
		下段: 実績値					
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度		
3	①市役所女性管理職 (全職種)の割合(※)	27.3% (H28 年度)	(28.0%) 28.3%	(29.0%) 30.7%	(31.0%) 28.8%	(33.0%) 30.0%	35.0% (R3年度)
	【2】②市役所女性管理職(一般 事務職)の割合(※)	18.6% (H28 年度)	(20.0%) 20.4%	(21.5%) 22.4%	(23.0%) 21.0%	(24.0%) 21.9%	25.0% (R3年度)

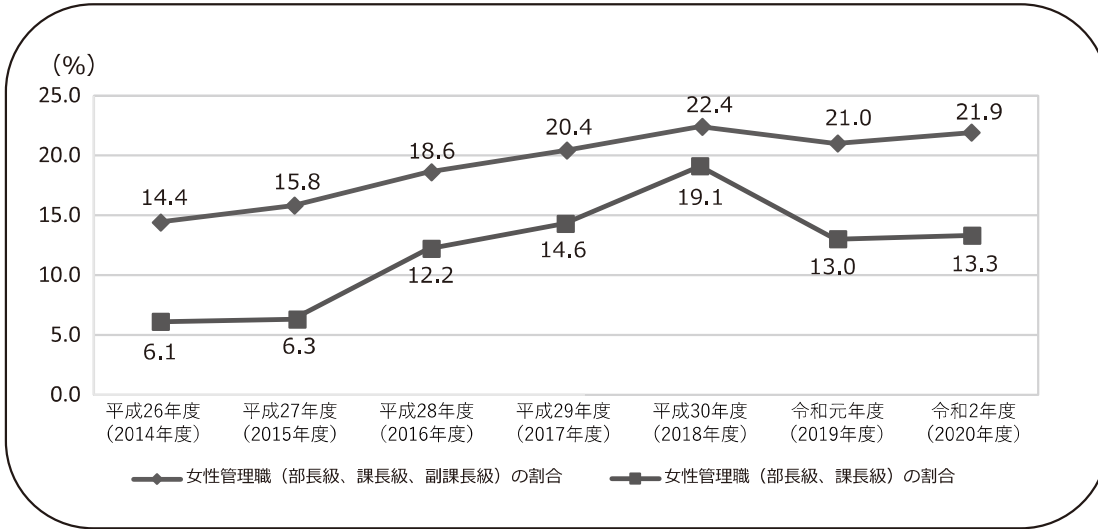
(※)管理職：部長級、課長級、副課長級

《モニタリング指標》

目標	指標	現状値 (時点)	実績値 (時点)
3	政治の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	65.9% (H27.8)	64.9% (R2.8)
	市議会議員に占める女性の割合	12.0% (H28.4)	12.5% (R3.3)
	市内企業における女性管理職の割合 ※管理職: 役員・部長相当職、課長相当職 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	16.5% (H27.8)	15.4% (R2.8)

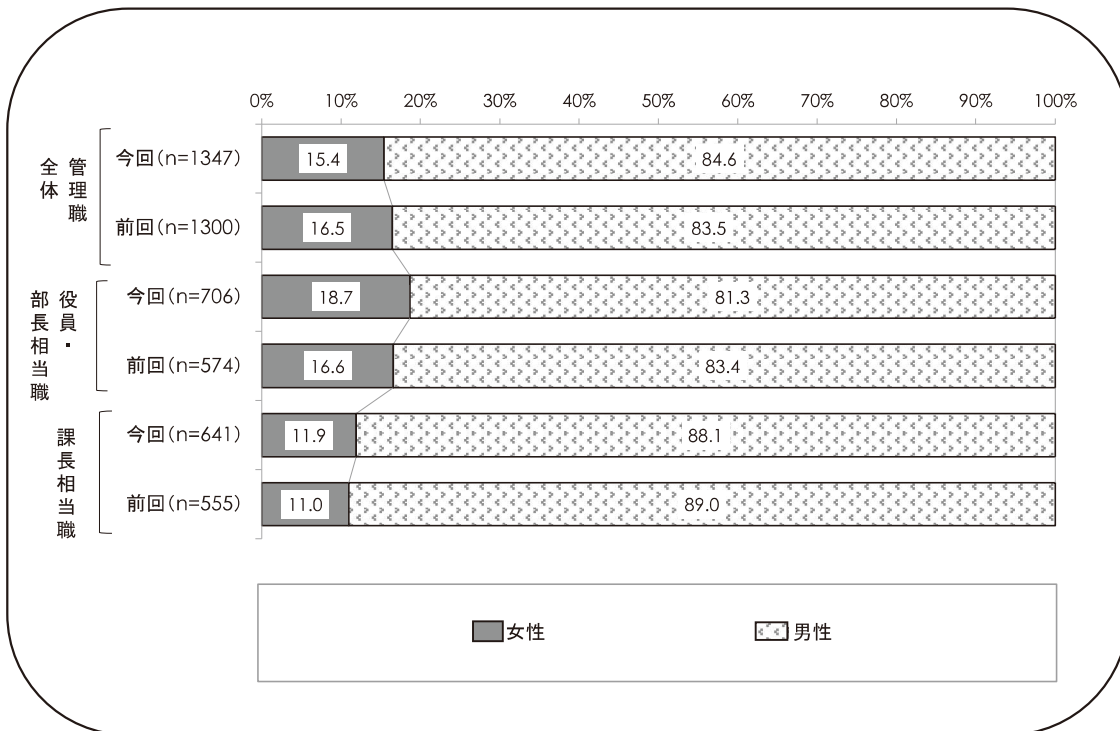
- 政策・方針決定過程を議会の観点から分かりやすく住民説明するため、「議会報告会」や「意見交換会」などの取組が進められています。
- 審議会等の委員改選時における男女共同参画部局への事前協議に取り組んだ結果、本市の審議会等への女性委員登用率は、41.9%です。この登用率は、県内自治体の中では1位、全国的に見ても4位に相当する数字となります(令和2年度(2020年度)末現在)。
- 市役所一般事務職員における女性管理職(部長級、課長級、副課長級)の登用率については上昇傾向だったものが、平成30年度(2018年度)の22.4%を最高値として、それ以降、微減、微増と横ばい傾向になっています。一方、企業アンケート調査の結果を見ると、管理職全体における女性の比率は15.4%と、平成27年度(2015年度)調査時での16.5%から若干減少しています。【図表5、図表6参照】
- 本市の防災会議における女性委員の登用が画期的に進みました。また、独自の防災士養成講座を実施することにより女性防災士も増え、地域防災における男女共同参画の基礎が強化されています。

【図表5】市役所事務職における女性管理職の割合の推移



資料：丸亀市

【図表6】市内企業における女性管理職の割合
* 市役所の管理職の範囲と異なることにご注意ください



資料：「令和2年丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート調査結果報告書」

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進 《重点目標》

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段: 予定値) 下段: 実績値				目標値 (期限)
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度	
4 【1】 【2】	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施回数 (H28 年度)	年2回 (年6回) 年6回	(年7回) 年 15 回	(年8回) 年 15 回	(年9回) 年 12 回	年 10 回 (R3年度)
4 【2】	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合(※)	18.5% (H27.8)	—	—	— (0.0%) 15.0%	0.0% (R2年度)
4 【2】	市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率(※)	3.2% (H27.8)	—	—	— (15.0%) 7.4%	15.0% (R2年度)
4 【2】	産業振興支援補助金(職場環境改善)利用件数	年2件 (H28 年度)	(年3件) 年1件	(年3件) 年5件	(年4件) 年0件 年4件	年5件 (R3年度)
4 【3】	①市役所男性職員の育児休業取得率 (H27 年度)	12.5% (H27 年度)	4.1%	5.5%	5.2% (13.0%以上) 10.5%	15.0%以上 (R3年度)
	②市役所男性職員の子育て参画のための特別休暇取得率 (H27 年度)	68.8% (H27 年度)	(70.0%) 83.3%	(72.5%) 72.2%	(75.0%) 94.7% 94.7%	80.0% (R3年度)

(※)男女共同参画に関する企業アンケートより

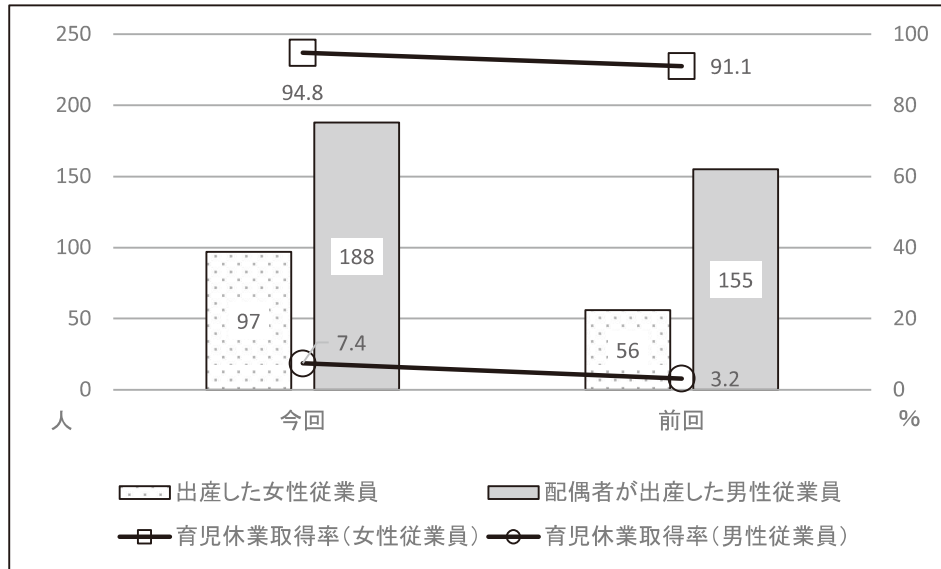
ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

○法令改正の影響もあり、企業の働き方改革推進に向けた機運が上昇しています。特に、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組として、有給休暇取得の促進を挙げる企業が、企業アンケート調査の結果では 46.4%と、平成 27 年度(2015 年度)調査時の 23.6%から大幅に増加しています。

○企業アンケート調査の結果から、育児休業の取得状況について、出産した女性従業員は 94.8%、配偶者が出産した男性従業員は 7.4%と、平成 27 年度(2015 年度)調査時の 91.1%、3.2%から増加しています。【図表 7 参照】

○男性の育児休業取得促進のため、平成 29 年度(2017 年度)から、本市独自の「男性の育児休業取得促進奨励金制度」を設けました。4 年間で 13 事業所(うち 1 事業所は 3 年連続支給)が制度を活用されました。

【図表7】市内企業に勤める従業員の育児休業取得人数と取得率

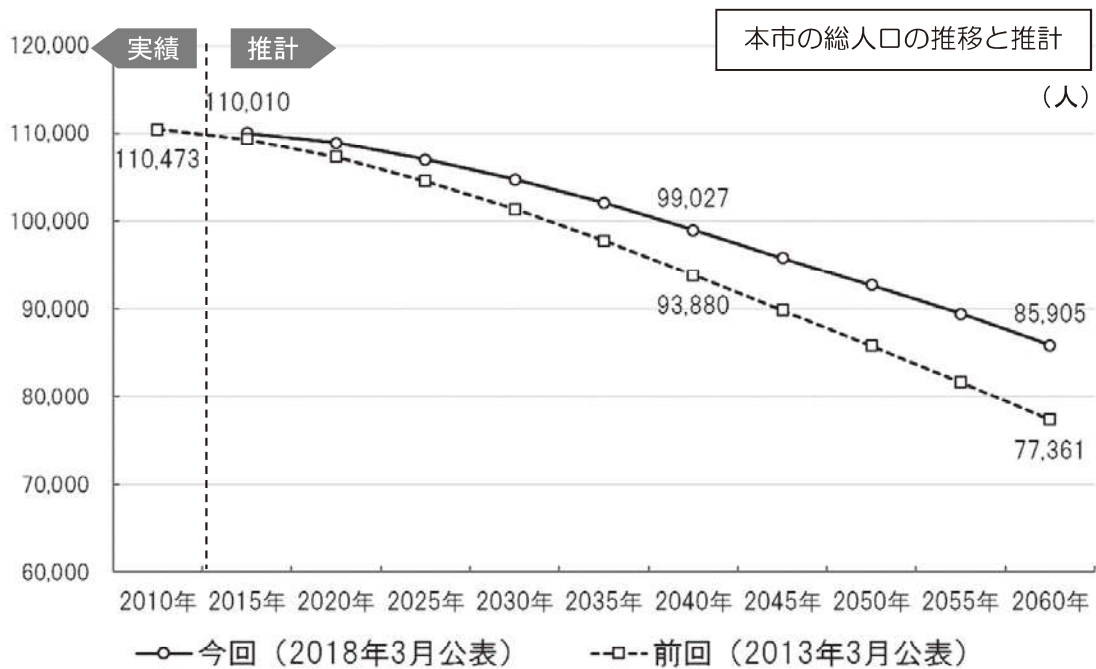


資料：「令和2年丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート調査結果報告書」

【社会的背景①】

●人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」（以下、「社人研推計人口」という。）が公表した人口推計では、丸亀市の総人口は平成27年（2015年）の110,010人から今後人口減少が進み、令和42年（2060年）には約22%減少し、85,905人になると予測されています。



資料：「丸亀市人口ビジョン（令和2年度改訂版）」

これを受け本市では、人口減少は避けられないものの、その減少率を少なくするため、令和2年（2020年）3月に「丸亀市人口ビジョン、丸亀市未来を築く総合戦略」を改訂し、様々な取組を行っているところです。これらの政策効果を反映させた本市独自の推計では、令和42年（2060年）の推計人口を98,300人としています。

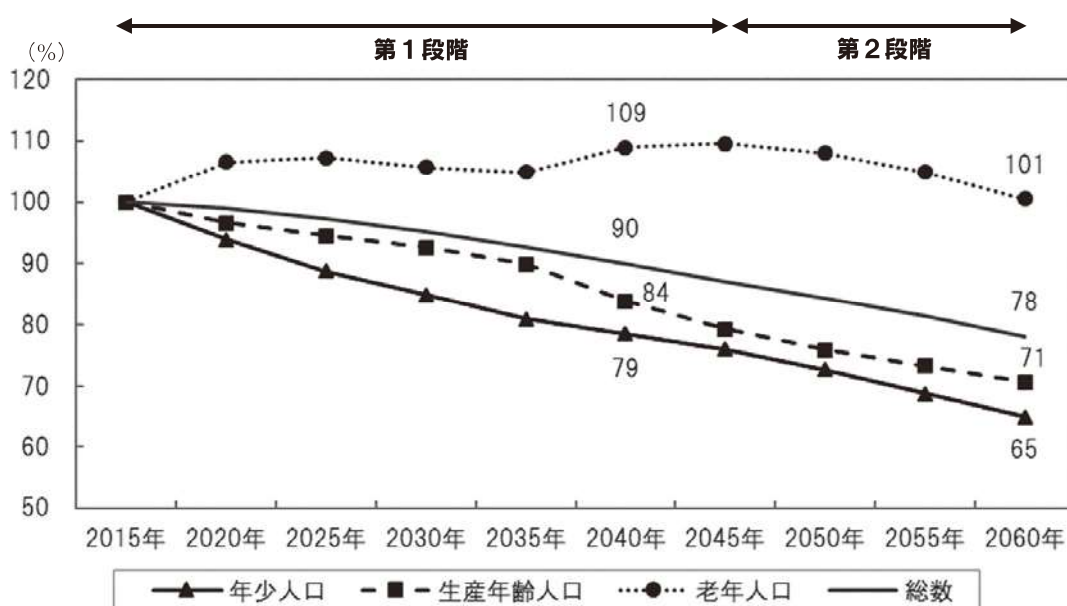
令和2年（2020年）に実施した国勢調査の速報によると、本市の総人口は109,589人でした。

社人研推計人口によると、65歳以上の老年人口の割合は、平成27年（2015年）に27.4%（約4人に1人）、から令和42年（2060年）に35.3%と、大きく上昇することが予測されています。

また、年齢層の割合に視点を移すと、一般的に「第1段階：老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少」「第2段階：老年人口維持・微減＋生産年齢・年少人口減少」「第3段階：老年人口減少＋生産年齢・年少人口減少」の3つの段階を経て人口減少が進行するとされています。この減少段階を本市の状況で見ると、令和27年（2045年）ころまでが、老年人口が増加する「第1段階」であり、その後、老年人口が維持から微減に転じる「第2段階」に入ると見込まれています。

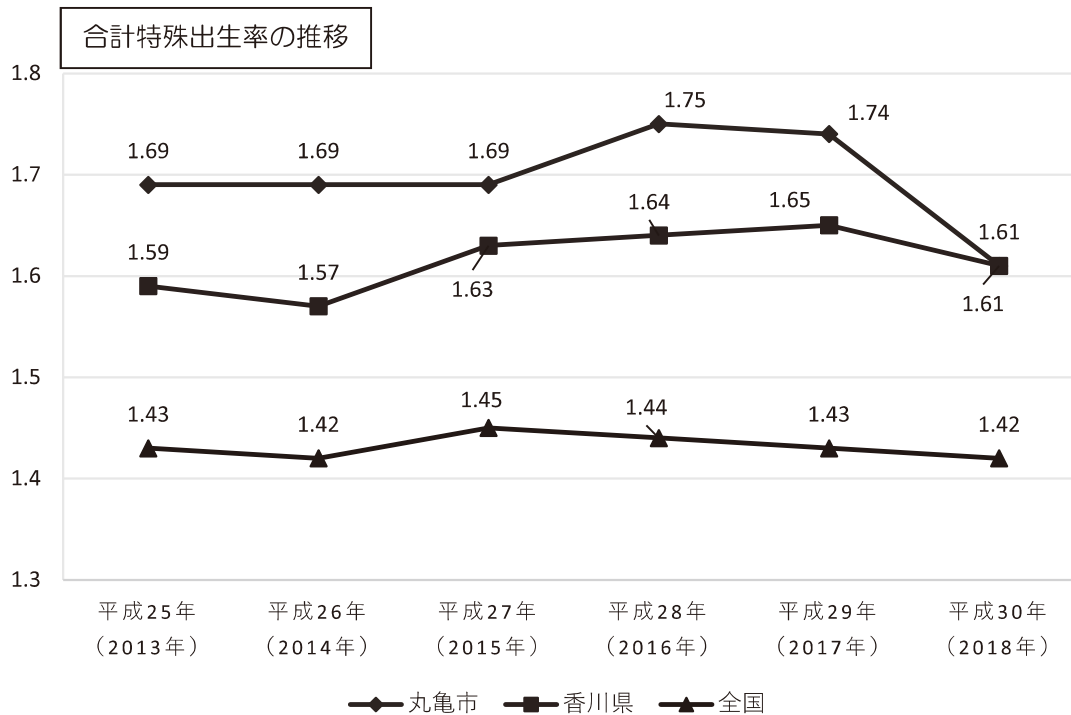
この第1段階では、特に老年人口が増加するため、介護サービスの基盤整備と供給量の確保、介護する家族の仕事と家庭の両立についての対応を計画的に取り組んでいく必要があります。

社人研推計から見た人口減少段階の分析



資料：「丸亀市人口ビジョン（令和2年度改訂版）」

この他、未婚化、晩婚化、晩産化が進行しており、全国的に合計特殊出生率¹⁰が低下していることも人口減少が進行する要因と考えます。本市の合計特殊出生率は、香川県や全国のそれらより上回っているものの、減少傾向にあり、平成30年（2018年）現在1.61となっています。これは、現在の人口を維持できる2.07を大きく下回っています。



イ. 子育て・介護支援の充実

- 保護者の多様な働き方に対応した保育サービスの提供のため、「子ども未来計画」に基づく計画的な取組が進められています。
- 企業アンケート調査の結果から、介護休業を取得した女性従業員数は15人、男性従業員数は8人と、平成27年度（2015年度）調査時の2人、4人から増加しています。また、市内企業における家族の介護をしながら働いている人のためにしている配慮としては、勤務時間短縮や時差出勤、時間外労働軽減・免除、家族看護休暇などに取り組む割合が増加しており、反対に特に何も行っていないという企業が、平成27年度（2015年度）調査時の49.4%から41.1%に減少するなど、環境改善が徐々に図られている状況です。

¹⁰ 合計特殊出生率／一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいいます。

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段: 予定値) 下段: 実績値				目標値 (期限)	
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度		
4 【4】	メンタルヘルス研修の実施 回数	— (H28 年度)	(年1回) 年8回	(年1回) 年3回	(年2回) 年2回	(年2回) 年1回	年3回 (R3年度)
4 【6】	各種保育サービスを実施し ている施設数						
	①延長保育	15 か所 (H28 年度)	(15 か所) 15 か所	(15 か所) 15 か所	(15 か所) 16 か所	(15 か所) 18 か所	15 か所 (R3年度)
	②病児・病後児保育	1 か所 (H28 年度)	(1 か所) 1 か所	(1 か所) 1 か所	(1 か所) 1 か所	(2 か所) 1 か所	2 か所 (R3年度)
	③休日保育	0 か所 (H28 年度)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所 (R3年度)
	④乳児保育	16 か所 (H28 年度)	(16 か所) 16 か所	(16 か所) 16 か所	(16 か所) 17 か所	(16 か所) 18 か所	16 か所 (R3年度)
	⑤一時預かり	7 か所 (H28 年度)	(8 か所) 8 か所	(8 か所) 7 か所	(9 か所) 7 か所	(9 か所) 7 か所	9 か所 (R3年度)
4 【6】	ファミリー・サポート・センター の登録者数	816 人 (H27 年度)	(950 人) 962 人	(970 人) 1,026 人	(980 人) 1,118 人	(990 人) 1,150 人	1,000 人 (R3年度末)
4 【7】	認知症カフェ、介護教室な どへの参加者数	年 210 人 (H27 年度)	(年 2,200 人) 2,849 人	(年 2,400 人) 2,693 人	(年 2,600 人) 2,416 人	(年 2,800 人) 737 人	年 3,000 人 (R3年度)
4 【10】	男性の料理普及啓発者数	4 人 (H28 年度)	(8 人) 10 人	(10 人) 10 人	(12 人) 9 人	(14 人) 8 人	15 人 (R3年度末)
4 【11】	コミュニティによる地域活動な どを支援する「コミュニティまち づくり補助金」の活用地区数	13 地区 (H27 年度)	14 地区	14 地区	(15 地区) 14 地区	4 地区	17 地区 (R3年度)

《モニタリング指標》

目標	指 標	現状値 (時点)	実績値 (時点)
4	次世代育成支援対策推進法に基づく 「一般事業主行動計画」策定企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	14.3% (H27.8)	14.1% (R2.8)
	香川県子育て行動計画策定企業認証マークを取得した、市内に本社を置く企業数	22 社 (H28.10)	38 社 (R3.3)
	家庭生活で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合(※)	50.2% (H27.8)	45.7% (R2.8)
	家事の分担について、「主に妻が担っている」と答えた人の割合(※) ①掃除 ②洗濯 ③食事のしたく ④食事の後かたづけ ⑤子どもの世話・教育 ⑥家族の介護 ※R2 アンケートでは、コロナ影響前の回答を適用しています	①64.1% ②75.8% ③81.2% ④65.3% ⑤44.5% ⑥26.3% (H27.8)	①54.9% ②64.2% ③69.8% ④55.5% ⑤32.3% ⑥17.4% (R2.8)
	自治会などの地域活動の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (※)	44.5% (H27.8)	40.2% (R2.8)
	「地域活動や社会活動に特に参加していない」と回答した人の割合(※)	43.9% (H27.8)	47.9% (R2.8)

(※)男女共同参画に関する市民アンケートより

ウ. 男性の家庭生活への参画推進

○令和2年度(2020年度)に始まったコロナ禍の影響もあり、男性の家庭生活における参画が進みました。具体的には、市民アンケート調査の結果から、あらゆる家事分担において「主に妻が担う」という割合が若干減少し、その分だけ「夫婦が協力して」及び「家族が協力して」の割合が増加するといった、分担方法の変化が見られます。

エ. 地域活動や市民活動への参画推進

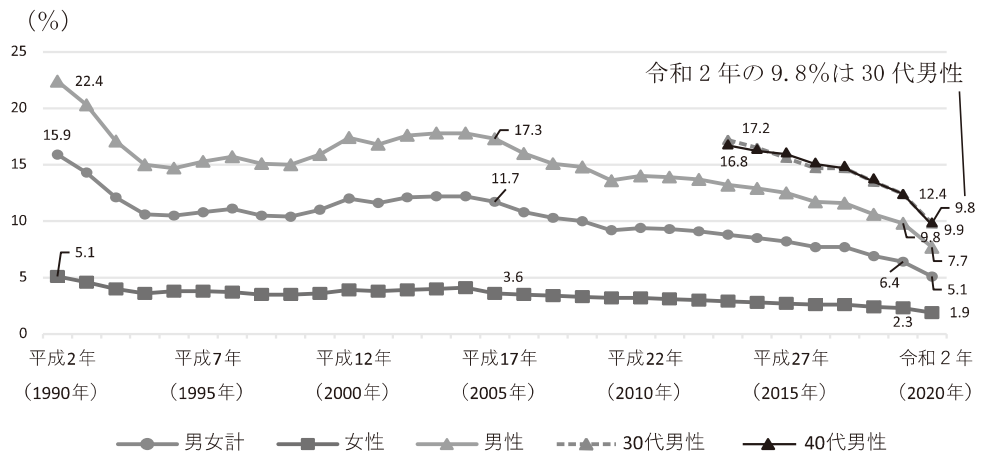
○市民アンケートにおいて、自治会などの地域活動の場で男女平等かどうかをたずねたところ、「男性の方が優遇されている」と回答した人が40.2%と、前回調査の44.5%から若干減少しています。

【社会的背景②】

●長時間労働の状況

全国的に見ると、週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は、子育て期と重なる 30 歳代や 40 歳代の男性において、女性や男性の全年齢平均と比べて高い水準となっています。

週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（全国）

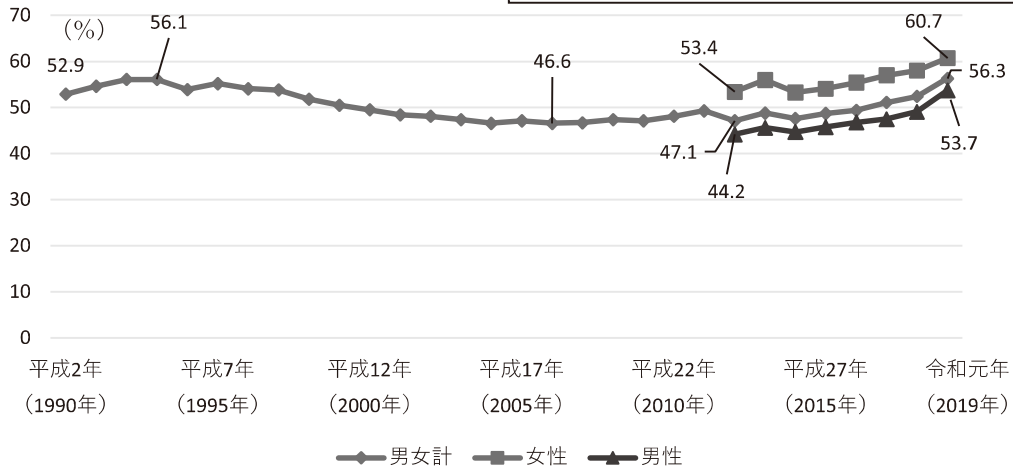


資料：「令和3年版男女共同参画白書」

●年次有給休暇取得率の推移

パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率を見ると、平成4年（1992年）の56.1%をピークに一旦低下傾向にありましたが、働き方改革の推進及び労働基準法改正に伴う「年5日の年次有給休暇の確実な取得」などにより、令和元年（2019年）には56.3%となりました。男女別に見ると、男性は女性より低い傾向が続いています。

年次有給休暇取得率の推移（全国）



資料：「令和3年版男女共同参画白書」

●介護に対する不安

本市第8期介護保険事業計画によると、平成24年(2012年)から9年間で要介護・要支援の認定者は1,000人以上増加していますが、認定率はほぼ横ばいで推移しています。これは、高齢化率の増加が影響しており、引き続き認定数は増加していく予測となっています。一方、本市人口ビジョン(令和2年改訂版)策定前の市民アンケートで、現在の困りごと・不安を問うと「親や自身の介護が必要」との回答が4.5%(10年後では31.7%)と低く、「特にない」が30.4%(10年後では21.2%)という結果でした。将来的に介護に対する不安を感じる人が一定数いますが、身近な不安と感じていないことが明らかとなりました。その他、令和2年版男女共同参画白書によると、働きながら介護をしている人の割合が男女ともに、しかもどの年齢層にも多い状況が下表からも読み取れます。フルタイム勤務をしながら介護をしている人も多く、仕事と介護の両立に向けた社会的資源の充実が必要です。

仕事を持つ介護者・フルタイム勤務の介護者の割合

平成23年(2011年)

性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者	
		実数(千人)	人口比(%)	実数(千人)	介護者に占める割合(%)	実数(千人)	介護者に占める割合(%)
女性	総数	4,154	7.5	1,975	47.5	860	20.7
	30歳未満	237	2.5	124	52.3	93	39.2
	30歳代	333	3.8	196	58.9	117	35.1
	40歳代	570	6.7	339	59.5	158	27.7
	50歳代	1,279	16.1	790	61.8	363	28.4
	60歳代	1,043	11.1	426	40.8	116	11.1
	70歳以上	691	5.0	100	14.5	12	1.7
男性	総数	2,675	5.1	1,862	69.6	1,126	42.1
	30歳未満	162	1.6	119	73.5	84	51.9
	30歳代	154	1.7	142	92.2	110	71.4
	40歳代	355	4.1	324	91.3	264	74.4
	50歳代	709	9.1	644	90.8	435	61.4
	60歳代	778	8.9	509	65.4	226	29.0
	70歳以上	517	6.2	123	23.8	8	1.5

平成28年(2016年)

性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者	
		実数(千人)	人口比(%)	実数(千人)	介護者に占める割合(%)	実数(千人)	介護者に占める割合(%)
女性	総数	4,211	7.6	2,137	50.7	1,012	24.0
	30歳未満	117	1.3	86	73.5	65	55.6
	30歳代	279	3.7	177	63.4	113	40.5
	40歳代	615	6.6	447	72.7	240	39.0
	50歳代	1,193	15.6	817	68.5	420	35.2
	60歳代	1,233	13.3	495	40.1	157	12.7
	70歳以上	775	6.2	115	14.8	17	2.2
男性	総数	2,776	5.3	1,831	66.0	1,193	43.0
	30歳未満	141	1.5	72	51.1	55	39.0
	30歳代	124	1.6	106	85.5	87	70.2
	40歳代	363	3.8	327	90.1	270	74.4
	50歳代	716	9.4	650	90.8	506	70.7
	60歳代	838	9.5	547	65.3	251	30.0
	70歳以上	593	6.4	129	21.8	24	4.0

資料：「令和2年版男女共同参画白書」

目標5 男女がともに生き生きと働き続けられる労働環境の整備

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段: 予定値) 下段: 実績値				目標値 (期限)
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	
5 【1】 働く女性向け交流会の開催回数と参加者数	— (H28 年度)	(年0回) (年0人) 年0回 年0人	(年1回) (年7人) 年0回 年0人	(年1回) (年10人) 年0回 年0人	(年2回) (年20人) 年0回 年0人	年2回 年30人 (R3年度)
5 【2】 セクシュアル・ハラスメントに対する取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合(※)	45.2% (H27.8)	—	—	—	(20.0%) 26.6%	20.0% (R2年度)
5 【4】 女性認定農業者数	10人 (H27年度)	(12人) 14人	(12人) 15人	(13人) 17人	(13人) 15人	14人 (R3年度末)

(※)男女共同参画に関する企業アンケートより

《モニタリング指標》

目標	指標	現状値 (時点)	実績値 (時点)
5	職場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	47.2% (H27.8)	46.8% (R2.8)

○瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会¹¹における女性活躍実践アイデア企業顕彰に取り組むなど、労働環境整備を盛り上げる独自の取組が始まりました。

○企業アンケート調査の結果から、「女性従業員が活躍するために事業所内でどのような取組をしているか」の問いに「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している」(42.0%)、次いで「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」(40.1%)、「女性の意見や要望を聞く場や制度を設けている」(32.6%)の順で回答がありました。これを常時雇用者別の視点から見ると、9人以下の事業所規模を除くすべての事業所において、「性別に関係なく教育や研修に力を入れる」が最も多い割合での取組でした。

○企業アンケート調査の結果から「一度退職した女性の再雇用についての実績」についての問いに、「女性の再雇用の実績はない」(50.5%)が最も高い割合の回答でした。

¹¹ 瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会／ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を推進することを目的に平成29年(2017年)8月28日に設置されました。

一方、雇用実績として、「パート、アルバイトとして再雇用した」(21.6%)、「正規従業員として再雇用した」(18.5%)との回答もあり、前回調査(20.7%、15.4%)から若干の増加がありました。

【社会的背景③】

●就業人口の推移

本市の就業人口は、全体では減少傾向となっている一方、就業人口全体に占める女性の割合は、微増傾向となっています。平成27年(2015年)の女性の就業形態を見ると正規の職員・従業員の割合が40.8%にとどまる一方、パート・アルバイトが39.9%を占めています。

男女別就業人口の推移

	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
就業人口	53,406人	100.0%	50,981人	100.0%	50,783人	100.0%
男性	30,393人	56.9%	28,569人	56.0%	28,221人	55.6%
女性	23,013人	43.1%	22,412人	44.0%	22,562人	44.4%

国勢調査(各年10月1日)より

資料:「第2期丸亀市こども未来計画」

男女別就業形態

	丸亀市				参考			
	就業者総数		就業者総数に対する割合		香川県 割合		全国 割合	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
就業者総数 (就業形態不詳を含む)	28,221人	22,562人						
正規の職員・従業員	18,767人	9,201人	66.5%	40.8%	64.5%	41.3%	62.2%	37.7%
派遣社員	505人	653人	1.8%	2.9%	1.4%	2.8%	2.0%	3.4%
パート・アルバイト	2,929人	9,005人	10.4%	39.9%	10.1%	39.0%	11.8%	41.8%
役員	1,736人	718人	6.2%	3.2%	7.0%	3.4%	6.6%	2.7%
雇用主	3,229人	1,064人	11.4%	4.7%	13.5%	4.6%	11.9%	4.5%
家族従業者	319人	1,264人	1.1%	5.6%	1.3%	6.8%	1.2%	5.9%
家庭内職者	8人	89人	0.0%	0.4%	0.1%	0.4%	0.0%	0.3%

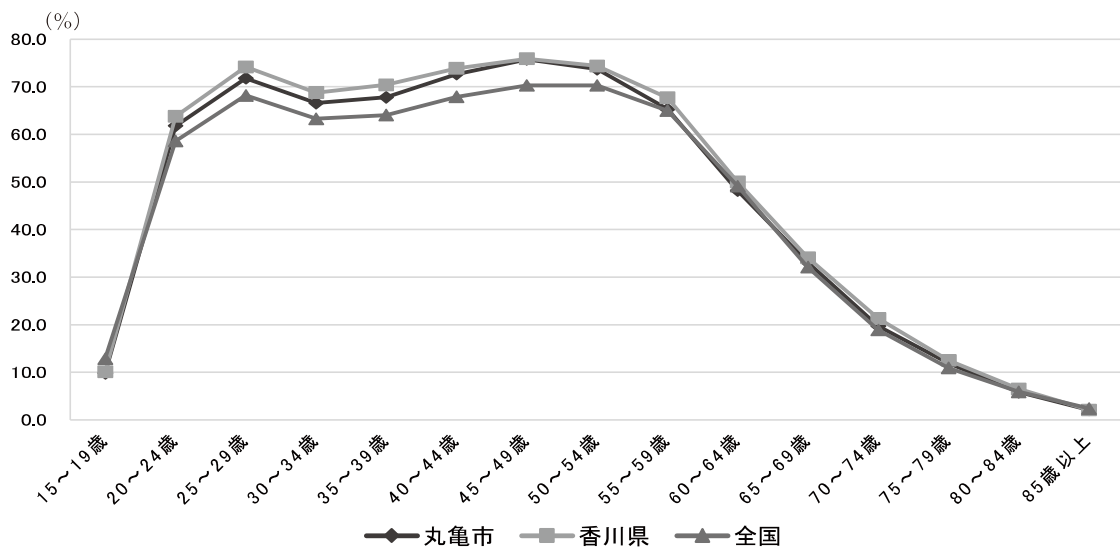
国勢調査(平成27年10月1日)より

資料:「第2期丸亀市こども未来計画」

●女性の年齢階級別労働力率

平成 27 年（2015 年）における女性の年齢階級別労働力率（15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合）を見ると、出産・子育て期に当たる 30 歳代では、全国平均より高くなっているものの、労働力率が下がる M 字カーブ¹²を描いています。

女性の年齢5歳階級別労働力率



国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）より

資料：「第 2 期丸亀市こども未来計画」

●女性の就業率の推移

平成 27 年（2015 年）における女性の就業率は、25～44 歳の合計では 69.8%と、県全体の 71.9%は下回るものの、全国の 65.9%を上回る水準となっています。

25～44 歳の女性の就業率

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
全国	63.1%	65.9%
香川県	68.1%	71.9%
丸亀市	67.8%	69.8%

資料：「第 2 期丸亀市こども未来計画」

¹² **M字カーブ**／日本の女性の労働力率(15 歳以上の人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者))の割合を年齢階級別にグラフ化すると 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいいます。これは、出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることを示しています。なお、10 年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口の割合は上昇しており、グラフの全体の形は M 字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

○市民アンケート調査の結果から、「職場で男性が優遇されていると思う」項目では、「管理職への登用」(36.3%)の割合が最も高く、次いで「昇進、昇格」(34.0%)、「賃金」(28.3%)の順で割合が高くなっています。「女性が優遇されている」内容では、「休暇の取得しやすさ(育児・介護休業など)」(21.6%)が最も高く、それ以外はすべて5%未満と低くなっています。

○女性認定農業者¹³の数は順調に増加していましたが、若干減少の兆候が見られます。

目標6 配偶者などからの暴力の根絶 <<重点目標>>

<<施策に関する数値目標>>

目標番号と施策番号 指標	現状値 (時点)	(上段:予定値) 下段:実績値				目標値 (期限)	
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		6 【1】	デートDVも含むDV防止に関する啓発活動の実施回数 (H28年度)	年6回	(年8回) 年13回		(年8回) 年21回
6 【2】	相談カード・シールの設置か所数(※1)						
	①公共施設	24か所 (H28年度)	(26か所) 24か所	(30か所) 43か所	(34か所) 109か所	(38か所) 113か所	40か所 (R3年度末)
	②民間施設	2か所 (H28年度)	(40か所) 24か所	(80か所) 59か所	(120か所) 82か所	(160か所) 165か所	200か所 (R3年度末)
6 【2】	DV相談の窓口として、次の相談先を知っている人の割合(※2)						
	①丸亀市女性相談	19.1% (H27.8)	—	—	—	(50.0%) 20.4%	50.0% (R2年度)
	②香川県子ども女性相談センター	19.1% (H27.8)	—	—	—	(50.0%) 20.9%	50.0% (R2年度)

(※1)トイレの数をカウントすべきところ施設数でカウントしていたため、令和元年度から修正

(※2)男女共同参画に関する市民アンケートより

¹³ 認定農業者／農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する「農業経営改善計画」を市町村に認定された農業経営者・農業生産法人のことをいいます。

《モニタリング指標》

目標	指標	現状値 (時点)	実績値 (時点)
6	DVを受けたことがある人の割合(※)	女性 12.5% 男性 3.0% (H27.8)	女性 13.9% 男性 5.3% (R2.8)
	DVを受け、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合(※)	女性 29.3% 男性 60.0% (H27.8)	女性 36.3% 男性 70.0% (R2.8)
	市の女性相談で受けたDV相談件数	111 件 (H27 年度)	43 件 (R2年度)

(※)男女共同参画に関する市民アンケートより

ア. あらゆる暴力を許さない意識の醸成

○市民アンケート調査の結果から、夫・妻、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）を受けたことがある人は、女性では 13.9%、男性では 5.3%と、平成 27 年度（2015 年度）調査時の 12.5%、3.0%からほとんど変化がないものの僅かに増加しています。

○デートDVパネルを独自で作成し、市内高校等のニーズに合わせた巡回展示が年間を通じて実施できるようになりました。また、パネル素材を活用した小冊子を配布することで、相談窓口の周知にも一定の効果があると考えます。

○市民アンケート調査の結果から、DVを受けたことがある人のうち、DVのことを誰にも打ち明けなかったり、相談しなかった理由を見ると、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」（53.3%）が最も割合の高い回答であり、前回調査の 50.0%と概ね変化がありませんでした。一方、回答の 2 位、3 位の「相談しても無駄だと思ったから」（31.1%）、「自分にも悪いところがあったから」（26.7%）は、平成 27 年度（2015 年度）調査時では 47.1%、38.2%と 10 ポイント以上の減少が見られます。

○DVの相談窓口周知のための「相談カード・シールの設置」が、令和 2 年度（2020 年度）末現在、公共施設 113 か所、民間施設 165 か所となっています。

イ. DV被害者の早期発見と相談体制の充実

○令和 2 年度（2020 年度）に、支援体制を強化するため、家庭児童相談室が組織化され、相談体制の充実が図られています。

ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実

○DV被害者の自立に向け、住宅課や福祉課との協力体制を構築しています。

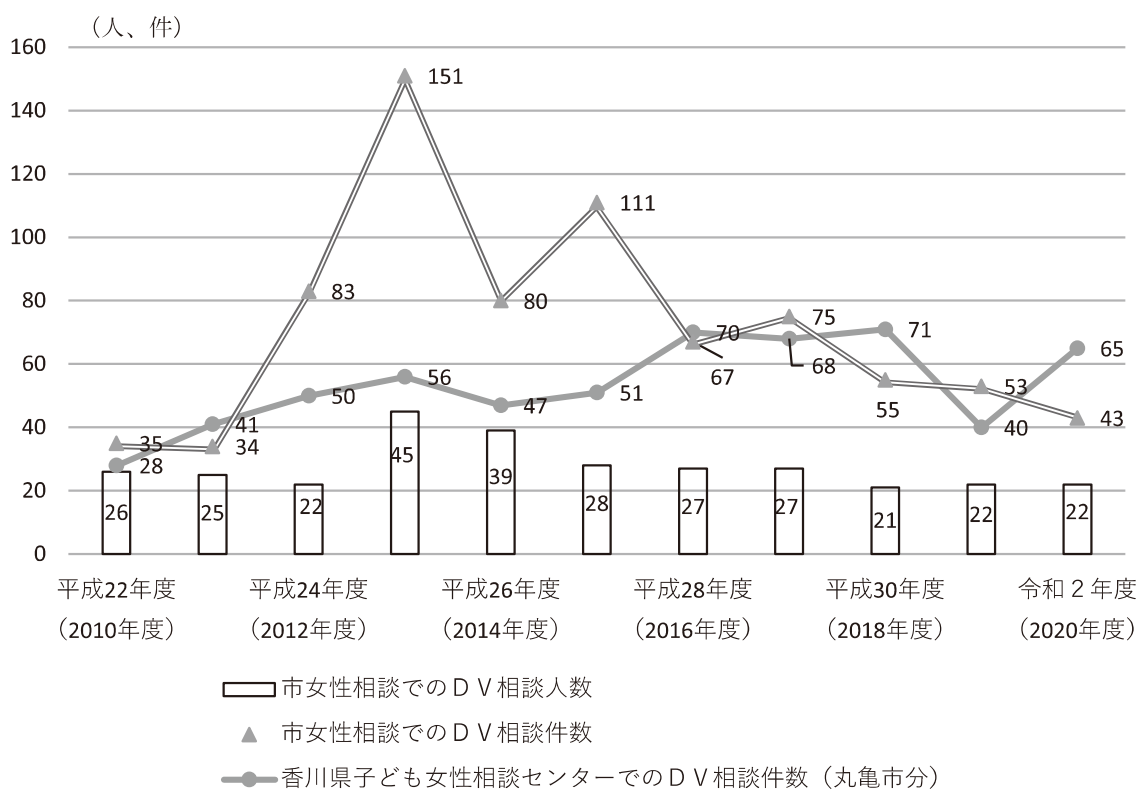
○男性のDV被害者の多くが、どこにも相談できていない現状を踏まえ、男性の相談窓口の周知を進めています。

【社会的背景④】

●DVの相談件数の推移、DVの経験

本市女性相談（子育て支援課内）でのDVの相談状況は、相談人数、相談件数ともに平成25年度（2013年度）に大きく増加し、平成26年度（2014年度）にはともに減少に転じました。年度によって多少の増減は見られますが、横ばいもしくは減少傾向となっています。平成24年度（2012年度）以降は、同じ相談者が何度も相談するという傾向が見られます。

本市女性相談と香川県子ども女性相談センターで受けたDV相談件数などの推移



（資料：丸亀市、香川県）

●コロナ禍とDV

県子ども女性相談センターの令和2年度（2020年度）DV相談件数の報告によると、前年度比20件増加の934件で、3年連続で過去最多を更新しています。令和2年からのコロナ禍の影響を見ると、感染が再拡大した令和3年（2021年）1～3月も前年同月を上回っています。コロナ禍を含む、社会的ストレスに伴うDVの深刻化、潜在化が懸念されています。

目標7 生涯にわたる男女の健康支援

《施策に関する数値目標》

目標番号と施策番号 指標		現状値 (時点)	(上段: 予定値) 下段: 実績値				目標値 (期限)
			H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	
7 【2】 (※)	①乳がん検診受診率 (40～69 歳の女性)	16.2% (H28 年度)	15.7%	15.5%	15.2%	12.9%	50.0% (R3年度末)
	②子宮がん検診受診率(20 ～69 歳の女性)	14.6% (H28 年度)	14.4%	14.4%	14.4%	12.5%	50.0% (R3年度末)
	③前立腺がん検診受診率 (40 歳以上の男性)	13.8% (H28 年度)	13.6%	13.6%	13.5%	11.5%	50.0% (R3年度末)

(※)第3次プラン策定時、平成27年度基準として現状値を記載していたが、平成28年度に受診率の計算方法が変更される。年度間の比較を行うため、プランの記載内容は変更せずに、本資料掲載分のみ、平成28年度を現状値として掲載する（目標値は第3次プランから変更なし）

- 「毎月10日は健幸の日」を制定し、健幸10か条の推進を図り、男女がライフステージ¹⁴にあった主体的な健康づくりが図られるようになっていきます。
- がん検診受診率向上に向け、働く世代への受診勧奨を協会けんぽと協働で行うなど、受診率向上に向けた取組が進められています。
- 「お口のマッサージ」の普及啓発や地域での健康づくりに企業との連携を図るなど、時代の要請に合わせた支援の工夫がなされています。

目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 平成29年度より修学旅行費の実費支給など、就学奨励費支給制度の内容が一部改定されました。
- 気軽に立ち寄れる居場所づくりにもつながるよう、地域住民との話し合いの場を持ち課題の抽出を行ったり、「あすたねっと」のような相談支援体制が構築されてきています。
- 性的少数者¹⁵に関する支援や啓発活動が進み、飛躍的に認知度が高まりました。これにより、多様な性を認める風潮が浸透してきています。

¹⁴ **ライフステージ**／出生、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。

¹⁵ **性的少数者**／同性が好きな人や、自分の性別に違和感のある人など、これまで典型的だとされてきた性のあり方は異なる人たちを表します。

2. 「第3次男女共同参画プランまるがめ」の取組から見る課題

第3次プランについて、毎年行われる男女共同参画審議会による評価である総括講評や意見と、市民アンケート調査結果から見える、本市の課題は次のとおりです。

●各目標における課題（男女共同参画審議会からの意見）

目標1 男女共同参画の意識づくり

- 市民アンケート調査の結果によると、男性が優遇されているという意識が高止まりの状態です。効果的な啓発手法を検討し、改良しながら取り組んでいく必要があります。また、すべての市民が手軽に情報を入手できるように意識することが大切です。

目標2 男女共同参画を推進する教育、学習の充実

- 子どもたちの発達段階に応じ、ジェンダーにとらわれない生き方について考える機会を提供することが今後も必要です。
- 子どもたちが性別にかかわらず職業選択の幅を拡げ、多様なチャレンジができるよう、積極的な情報提供に努める必要があります。

目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

- 平成30年（2018年）5月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されました。市民アンケート調査の結果を見ると、この法律を「まったく知らない」人の割合が50.6%と認知度は低調な状況です。法律の趣旨も含め、市民への啓発活動を継続的に行う必要があります。
- 本市の審議会等への女性委員登用について、40%の目標は達成しましたが、引き続き取り組む必要があります。
- 地方における構造的な人材不足を解消するため、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へという女性登用のパイプラインを構築することが求められます。また、市役所においても市内企業の「モデル事業所」として、より一層の組織的な取組と女性職員の意識の向上が必要です。
- 地域防災の担い手の高齢化などの課題に対し、消防分団と女性消防団員との連携を進めたり、女性や若い世代の防災士の育成に努めたりするなど、持続可能な体制づくりに取り組んでいく必要があります。

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進は、コロナ禍により在宅勤務など働き方を見直す機運上昇と相まって、追い風の状況にあります。この機を捉え、対象を意

識した効果的で柔軟な啓発手法並びに支援策の検討が必要です。

- 保育サービスの充実、介護サービスの充実のため、特に、保育士・介護士など人材不足の解消に向けた取組を進めていく必要があります。
- 市民アンケートにおいて、家事分担についての理想と現実を調査した結果、すべての家事において、性別役割分担意識の解消に至っていないと判断できる結果でした。しかし「夫婦が協力して」、「家族が協力して」の割合が僅かに増加しており、男性の家庭生活への参画推進の考え方や取組方（家事シェアの勧め）を工夫するなど、更なる取組が必要です。
- 市民アンケート調査の結果から、「地域活動や社会活動について」、20歳代以下から50歳代の年代の層が「特に参加していない」傾向となっています。性別や年代による意識の違いなどを考慮しながら、地域活動や市民活動などへ参加したくなる取組を進めていく必要があります。

目標5 男女がともに生き生きと働き続けられる労働環境の整備

- 働く女性向け交流会が開催されていません。女性が力を発揮し、共に支え合う機会として具体的に取組を始める必要があります。
- ハローワーク丸亀内のマザーズサロンとの連携体制を改めて検討し、着実に再就職支援や相談などにつなげる取組を進めていく必要があります。
- 農林水産業や商工業の自営業の分野では、高齢化による後継者不足の課題も発生しています。今後、同分野においても女性参画が進むよう、目標数値を掲げ、取り組んでいく必要があります。
- 建設業、造船業、運輸業など、女性の少ない職業において活躍しているロールモデルを見つけ、職域拡大が目指せるような新たな取組を検討していく必要があります。

目標6 配偶者などからの暴力の根絶

- コロナ禍における外出自粛や交流の減少は、DVなどを潜在化させやすい状況です。いかなる暴力も許さない意識形成のために、どう対応するのが良いか、啓発・相談など、性質別に関係各課等との連携も含め、積極的な議論の場を設ける必要があります。
- DVを受けた際に相談することが有効であると伝えることや相談回避につながる要素を極力排除するなど、啓発活動に更なる工夫が必要です。
- 女性相談窓口の周知は相談カード・シールの設置等により、進んできています。しかし、啓発効果の測定が行われておらず、設置効果や取組の有効性の評価ができる仕組みづくりが必要です。
- DV問題では、男性が加害者の大半を占めています。被害の実態や、“男らしさ”に囚われた男性が加害に至る可能性を理解し、男性相談者を救済することで、DV加害者

を減少させるといった新しい視野を持つ必要があります。また、知的障がいや発達障がいを持っている人の場合、自ら相談しない可能性が高いということも念頭におく必要があります。相談実績だけに注目することなく、様々な視点で、相談につなげる積極的な改良が必要です。

目標7 生涯にわたる男女の健康支援

- ライフステージにおける男女の性差に応じた健康づくりを継続して支援していく必要があります。
- コロナ禍において「生理の貧困」が問題視されるようになりました。収入減による生活苦で、生理用品を満足に使えないことが、学びや就労に影響する可能性に社会が気づき、対策を講じていく必要があります。
- 女性の健康を新技術で支える「フェムテック」¹⁶分野の製品やサービスについて、企業の普及活動を注視しつつ、住民への情報提供を効果的に行っていく必要があります。

目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 困難を抱える人に対する支援や意識啓発のための事業実施に向け、様々な計画が策定されていますが、男女共同参画の視点が十分に加えられていないものもあります。困難を抱える人たちが女性であることで、複合的な困難に陥るリスクをはらんでいること、計画対象の半数は女性であることを十分認識する必要があります。すべての計画においてジェンダー平等（SDGs の5ゴール）の視点を根底に持つことが重要です。

¹⁶ **フェムテック**／「女性(female)」と「テクノロジー(technology)」からなる造語です。2010年代にヨーロッパの起業家が提唱し、欧米を中心に取組が広がっています。日本では、令和2年(2020年)に関連企業や商品化が進み、「フェムテック元年」と言われています。

●市の推進体制の課題

1. 関係課等との連携について

すべての課に対し、プランの各目標にある「目指すまちの姿」を実現させるための解決策を単独で行うことなく連携しながら取り組む姿勢・意識の強化を今まで以上に望みます。今回のコロナ禍は有事の状況だと言えます。そのとき何をしていたのかが、後々大きな差となることを理解したうえで、コロナの影響があってもこういう企画・立案・調整をしたという積極性を望みます。

2. 主体的な意識強化について

プランに記載している施策の内容に合わせて、事業計画を立案し、実施されていますが、自分の課のことだけではなく、他の市町の取組を勉強し、リーダーの資質向上、情報収集に努めていってほしいと思います。そして、「目指すまちの姿」実現のため、目標はできるだけ具体的に、評価できる書きぶりを意識的にされることを希望します。

令和3年1月22日付 総括講評より

●丸亀市男女共同参画に関する市民（若年層）アンケート調査結果から見える課題

これまでの市民アンケートでは、若年層（20歳代）の意見数が相対的に少なかったこともあり、今回（令和2年8月12日～9月4日）、18～29歳までのアンケートを別途250人分無作為抽出し、実施しました（回収数45件）。分析の結果、若年層は他の年代に比べ、男女共同参画への意識・認識が高く、家庭や職場では、「男女平等」と評価する割合が高いことが明らかとなりました。

しかし、職業観についての質問を見ると、「子どもができれば職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」とする20歳代の人割合が21.1%という結果で、30歳代の15.0%よりも高く、従来どおりの啓発活動や環境整備を進めるだけでは「仕事と家庭の両立をあきらめる」若年層が増えていくことが危惧されます。また、こういった考えを持つ若年層の女性割合結果が27.0%であり、40歳代（24.0%）、50歳代（23.8%）、60歳代（25.1%）よりも高い状況で、若年女性に顕著な結果でした。

核家族化が進み、高齢になっても働き続ける人たちがいる一方、地域活動や社会活動へ参加をしない若年層の割合が76.8%と、全体平均を30ポイント弱上回っている状況を見ると、世代間の交流の溝も大きな課題であり、この対応が男女共同参画社会づくり、ひいては持続可能な社会づくりの大きなカギになると考えます。